

平成30年度 幼稚園・認定こども園（幼稚園機能）を利用される際の手続きについて
（子ども・子育て支援新制度 1号認定用）

平成27年4月から、子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」といいます。）がスタートしました。
このリーフレットでは、新制度の幼稚園や認定こども園（幼稚園機能）を利用するための「支給認定申請」の手続きと、利用者負担額（保育料）の仕組みをお知らせします。内容を確認のうえ、必要な手続きをお願いします。

1 支給認定申請について

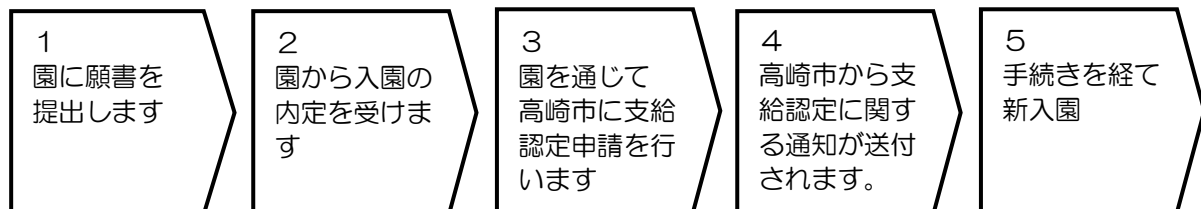
新制度の幼稚園や認定こども園（幼稚園機能）の利用には、ご希望の施設への入園が内定した後、高崎市に「支給認定申請」を行う必要があります。

「支給認定」を受けた者には、市から施設型給付費が支給され、利用する施設の教育や保育に要する費用に充てられます。なお、この給付費は保護者への直接的な給付ではなく、市から各施設に支払う仕組みとなります。

1号認定子ども 満3歳以上で教育を希望する（保育の必要性がない）就学前の子どもで、新制度に移行した幼稚園や認定こども園（幼稚園機能）を利用する子どものことをいいます。

(1) 支給認定申請から入園までの流れ

支給認定申請から入園までのおおまかな手続きの流れは次のとおりです。



※3が保護者の皆さんにお願いする手続きです。

(2) 支給認定申請書等の提出

申請手続きは、入園先の幼稚園や認定こども園を通じて行います。各施設から配布された「施設型給付費支給認定申請書（1号認定用）」に所定事項を記入し、必要に応じて添付書類をご用意のうえ、園の指定する日までに、園へ提出してください。

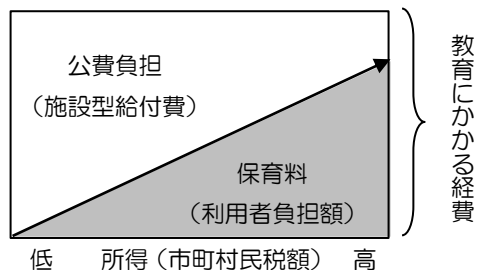
申請書の記入方法や添付書類については、このリーフレット及び申請書の各裏面を参照してください。

2 利用者負担額（保育料）について

新制度の幼稚園や認定こども園（幼稚園機能）の保育料（利用者負担額）は、園児を施設で教育するために必要な費用の一部を保護者に負担していただき、差額を公費で負担するという仕組みです。

保育料（月額）は、今回提出される「施設型給付費支給認定申請書（1号認定用）」より、世帯の市町村民税額やお子様のきょうだい順位を確認し、市の定める基準額表に基づき決定します。

保育料は毎年9月に切替えをします。4月～8月は前年度分の市町村民税、9月～翌年3月は当年度分の市町村民税により決定します。



平成30年度保育料											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成29年度の市町村民税額に基づく保育料					平成30年度の市町村民税額に基づく保育料						

高崎市1号認定子ども 保育料基準額

世帯の階層区分			保育料月額	
生活保護世帯等			A	0円
市町村民税	非課税の世帯	ひとり親等	B0	0円
		その他	B1	0円
	均等割のみの世帯	ひとり親等	B2	0円
		その他	B3	3,000円 (0円)
	所得割の額が77,100円以下の世帯	ひとり親等	C0	1,850円 (0円)
		その他	C1	6,300円 (3,150円)
	所得割の額が77,101円～211,200円の世帯		D0	14,700円 (7,350円)
	所得割の額が211,201円以上の世帯		D1	19,100円 (9,550円)

(平成30年4月時点)

◎世帯の階層区分の判定について

- 保育料は、原則父母の市町村民税額に応じて決定します。ただし、父母以外が家計の主宰者と認められる場合には、その家計の主宰者と父母の市町村民税額を合算し保育料を決定します。
- 算定に必要な税額等が未確定（未申告、税関係書類が未提出等）の場合、保育料は最高額で決定します。最高額で決定となった保育料については、税額等が確認できる資料を保育課もしくは各支所市民福祉課へ提出していただき次第、保育料の再算定を行います。ただし、再算定する保育料は平成30年度の保育料（平成30年4月～平成31年3月分の保育料）で、再算定は平成30年度中（平成31年3月31日まで）にお手続きをとっていただいた場合のみとなりますのでご注意ください。
- 「所得割の額」とは、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除、外国税額控除の適用前の額をいいます。（裏面「市町村民税所得割額の見方」を参照してください。）
- 前年中に国外での収入がある場合、国内・国外合算後の収入額により算出した市町村民税相当額により判定します。国外での収入があった場合は、保育課までご相談ください。
- 「生活保護世帯等」とは、生活保護法に規定する保護及び中国残留邦人等支援法に規定する支援給付を受けている世帯をいいます。
- 「ひとり親等」とは、ひとり親家庭及び在宅障害児（者）を有する世帯をいいます。
- 未婚のひとり親で、20歳未満の子を税法上扶養している場合は、申請により寡婦（夫）控除等をみなし適用した市町村民税相当額により判定します。（別途申請が必要となります。詳しくは、保育課までご相談ください。）

◎第2子の保育料軽減について *世帯の階層区分により年齢範囲が異なります。

- A～C階層（市町村民税所得割の額が77,100円以下）の世帯
園児に保護者と生計を一にしている兄または姉が1人いる場合、保育料は（ ）内の金額となります。（兄・姉に年齢制限はありませんが、前年の合計所得金額が38万円を超える兄・姉は除きます。）
- D階層（市町村民税所得割の額が77,101円以上）の世帯
園児と同一世帯に 小学1年生から3年生 または 幼稚園等（*）を利用している兄または姉が1人いる場合、保育料は（ ）内の金額となります。（小学4年生以上の兄・姉はきょうだいとして数えません。）

・例1 ◎長男（5歳児） 第1子 ◎次男（3歳児） 第2子	・例2 長女（小3） 第1子 ◎次女（5歳児） 第2子	・例3 長女（小5） ◎長男（4歳児） 第1子
-------------------------------------	-----------------------------------	-------------------------------

* 「幼稚園等」とは、幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校の幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援、家庭的保育事業等をいいます。

3 第3子目以降の保育料無料化について

高崎市では、上記「保育料基準額」の世帯階層区分にかかわらず、幼稚園や認定こども園（幼稚園機能）を利用する子が第3子目以降であって、保護者と生計を一にする子（扶養されている子）が3人以上いる場合は、申請により保育料を無料化しています。条件に該当する人は、「第3子目以降保育料無料化適用申込書」に所定事項を記入し、「施設型給付費支給認定申請書（1号認定用）」と一緒に提出してください。

お問い合わせ先 高崎市役所 福祉部 保育課入所担当 ☎ 027-321-1246（課直通）



記入上の注意事項と記入例

- * 太枠内の項目を黒ボールペンでもれなく記入してください。
- * 平成29年1月1日に高崎市に住民登録がなかった方は、「平成29年1月1日の住所」を記入してください。この場合、市町村民税額を証する書類が必要となります。また、平成30年9月以降に入園する方で、平成30年1月1日時点の住所が市外にあった方についても、平成30年度の市町村民税額を証する書類が必要となります。(詳しくは、「施設型給付費支給認定申請書(1号認定用)」の裏面をご覧ください。)
- * 利用希望期間の開始日は、平成30年4月より入園する人は右図のとおり「H30.4.1」を、年度途中で入園する人は実際の入園日を記入してください。また、終了日は、記入する時点で中途退園の予定がない限り「 小学校就学前まで」にチェックをしてください。
- * 保護者同意欄の印は、朱肉を使う認印を使用してください。(シャチハタ不可)
- * 園児または世帯員の該当要件により、添付書類の提出が必要となります。(調書の裏面を必ず確認してください。)

【新規・継続・転園】 施設型給付費支給認定申請書(1号認定用) **記入例**

利用が内定している施設名	〇〇幼稚園		
現住所	〒370-〇〇×× 高崎町 高松町△△番地1		
平成29年1月1日の住所	区同上		
フリガナ	タカサキ タロウ	生年月日	連絡先
氏名	高崎太郎	(大・平)	TEL. 027-321-〇〇〇〇
フリガナ	タカサキ ジロウ	H30.4.1時点の年齢	TEL. 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇
氏名	高崎二郎	性別	自宅・父・母・その他
生年月日	平成25年5月××日	4	自宅・父・母・その他
利用希望期間	平成30年4月1日から <input checked="" type="checkbox"/> 小学校就学前まで <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日まで		
氏名	見養との続柄	生年月日	マイナンバー
高崎二郎	本人	58年8月△△日	1234 - 5678 - 9123
高崎太郎	父	59年3月××日	2345 - 6789 - 1234
高崎花子	母	59年3月××日	3456 - 7891 - 2345
高崎一郎	兄	21年9月△△日	4567 - 8912 - 3456
高崎三郎	弟	27年6月××日	5678 - 9123 - 4567
家庭の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭 <input type="checkbox"/> 障害児(者)のいる世帯(氏名:) <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外		
生活保護の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 受けていない <input type="checkbox"/> 受けている(年 月 日保護開始)		
父または母が児童と同居していない場合	同居していない者の氏名 (続柄: 父・母) 住所 (所在地) マイナンバー 同居していない理由 死別・離婚・単身赴任・調停中・未婚 その他(理由:) 上記の理由となった年月日 年 月 日 児童扶養手当受給 <input type="checkbox"/> 受給していない <input type="checkbox"/> 受給している(年 月 日から)		
保護者とは別住所で、保護者と生計を一にする認定対象児童の兄または姉がいる場合、下記に記入してください。	氏名 見養との続柄 生年月日 住所 マイナンバー		
(宛先) 高崎市長	次のことに同意し、上記のとおり施設型給付費に係る支給認定を申請します。 1 高崎市が、支給認定及び利用者負担額の算定のため、世帯構成に係る住民記録及び課税台帳等を閲覧すること。 2 利用者負担額の算定に必要な情報及び教育・保育の運営上必要と認められる情報を利用施設に提供すること。 3 決定した利用者負担額について、利用施設に通知すること。 4 翌年度4月からの利用の場合は、認定事務が集中し審査に時間を要するため、今年度末までに認定すること。 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 申込者(保護者) 高崎太郎		



個人番号の記入と番号確認について

平成28年1月からスタートしたマイナンバー制度に伴い、新制度の幼稚園・認定こども園を利用するための「支給認定申請書」に個人番号(マイナンバー)を記入していただくこととなりました。お手数をおかけしますが、以下のとおり、ご協力をお願いします。

- 個人番号を記入する必要がある人
保護者(申請者)、施設を利用する子(認定対象児童)、認定対象児童の同居の世帯員、同居していない父・母・兄・姉
- 個人番号を記入する欄
左図記入例のとおり、「マイナンバー」の各欄に正しく転記してください。
- 保護者の個人番号の確認
「支給認定申請書」の提出時に、記入された保護者の個人番号がご本人の番号であることを確認しますので、申請書と一緒に保護者の①個人番号カードまたは②通知カードを施設に持参してください。

- * 保護者以外の世帯員の番号確認は行いません。持参いただくのは保護者のカードのみです。
- * 施設で行うのは番号確認のみです。申請書やカードをコピーしたり、その他の手続きに利用することはありません。

①個人番号カード

②通知カード



市町村民税所得割額の見方(参考)

※下図は高崎市の通知様式です。市町村により通知の書式が異なります。また、課税の内容についてはこちらではお答えできません。該当市町村の税務担当へお問い合わせください。

▼ 給与から天引きされている人(特別徴収) 会社員・公務員など *6月に勤務先を通じて通知されます。

平成29年度 給与所得等に係る市県民税 特別徴収額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得	給与収入	主たる給与以外の合算所得区分	課税	総所得①	税額控除額②	所得割額③	85600
所得	給与所得	所得区分	税	山林所得	税額控除額②	均等割額④	
所得	その他の所得	総所得金額①	税	分離短期譲渡	税額控除額②	所得割額③	
所得			税	分離長期譲渡	税額控除額②	均等割額④	
所得			税	株式等の譲渡	税額控除額②	所得割額③	
所得			税	先物取引	税額控除額②	均等割額④	
所得			税	特別徴収額⑤	控除不足額⑥	既納付額⑦	
所得			税	控除不足額⑥	既納付額⑦	変更前税額⑧	
所得			税	増減額⑨(⑧-⑦)	変更月	月	

住宅ローン控除などの税額控除の適用がある人はこれらの額を所得割額③に加算した額で判定します。

市民税所得割額※税額控除後

▼ 個人で納付している人(普通徴収) 個人事業主・年金受給者など *6月に市町村より通知されます。

平成29年度 群馬県高崎市 市民税・県民税算出内容

所得	総所得・山林・退職	分離短期譲渡(一般)	分離短期譲渡(軽減)	分離長期譲渡(一般)	分離長期譲渡(特定)	分離長期譲渡(軽減)	調整控除額	税額控除等	住宅ローン控除等	寄附金税額控除額	総合所得割額	均等割額
所得	市民税	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
所得	県民税	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
所得	市民税	14739	円	円	円	円	円	円	円	円	40900	円
所得	県民税	円	46350	円	円	円	円	円	円	円	円	円
所得	年税額	年税額の内給与からの特別徴収税額	年税額の内公的年金からの特別徴収税額	年税額の内公的年金からの特別徴収税額	年税額の内公的年金からの特別徴収税額	年税額の内公的年金からの特別徴収税額	年税額の内公的年金からの特別徴収税額	年税額の内公的年金からの特別徴収税額	年税額の内公的年金からの特別徴収税額	年税額の内公的年金からの特別徴収税額	不足額(+1)	還付額(+2)
所得	市民税所得割額	※税額控除後	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

住宅ローン控除などの税額控除の適用がある人はこれらの額を「差引所得割額」に加算した額で判定します。